

《注意事項》

1 対象組織（①～③の全てに該当する組織）

- ①組織結成から3年以上経過している。
- ②富山市自主防災組織活動事業補助金（一般資機材）を交付済みである。
- ③平成28年度中に富山市自主防災組織活動事業補助金（訓練）を交付済みである。

2 助成対象事業について

助成対象事業は平成30年4月1日～平成31年3月31日の期間に実施し、完了するものとしします。

自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費で、30万円～200万円まで。

※ 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないものとしします。

3 助成対象とならないもの

- 建築物、消耗品、中古品、車両、銃・刀剣類、及び既存施設・設備（備品）の修理・修繕については、助成対象として認められません。ただし、建築物については、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象としします。
- 地域社会の健全な発展を図るため、コミュニティ活動に対して助成するという趣旨から、コミュニティ活動を伴わないものは、助成対象となりません。

4 広報表示

この助成金は、宝くじの普及広報のために交付されるものであることから、助成の対象となった施設・設備には、宝くじの広報表示を行い、かつ市町村の広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行ってください。

5 その他

- 申請をされても必ず助成を受けられるわけではありません。あらかじめご了承ください。